







環海異聞卷之六

葬禮第七

凡そ死亡の事あれ、屍を卧さしめ、棺を作らば、  
 棺の蓋をかき、死者の垢をぬき、衣履を脱ぎ、  
 頭のこと高く、その外きく、透る、ふつら物  
 とし、蓋をかき、釘をおさうり、ふつら物  
 とし、寺へ送り、生剱取、朔晩の内寺まで、三度の

物のある時とて、<sup>ツト</sup>遠く並ぶ親類、思定は志等  
向き、<sup>ツト</sup>遠くも堂内へ棺と持たれ、和者唱へ  
るあり、引導の事、事とて申たれ、<sup>ツト</sup>海を附  
添ゆき、<sup>ツト</sup>近親より始り、蓋と、<sup>ツト</sup>舟中、<sup>ツト</sup>系  
棺の並ぶ、<sup>ツト</sup>亡者、<sup>ツト</sup>是、<sup>ツト</sup>已、<sup>ツト</sup>く、<sup>ツト</sup>口と、<sup>ツト</sup>注、<sup>ツト</sup>は、<sup>ツト</sup>あり  
且、<sup>ツト</sup>其、<sup>ツト</sup>時刻、<sup>ツト</sup>ふ、<sup>ツト</sup>寺、<sup>ツト</sup>へ、<sup>ツト</sup>系、<sup>ツト</sup>合、<sup>ツト</sup>せ、<sup>ツト</sup>る、<sup>ツト</sup>他、<sup>ツト</sup>人、<sup>ツト</sup>の、<sup>ツト</sup>男、<sup>ツト</sup>女、<sup>ツト</sup>も、<sup>ツト</sup>其、<sup>ツト</sup>序  
ふ、<sup>ツト</sup>列、<sup>ツト</sup>り、<sup>ツト</sup>各、<sup>ツト</sup>夫、<sup>ツト</sup>を、<sup>ツト</sup>懸、<sup>ツト</sup>く、<sup>ツト</sup>る、<sup>ツト</sup>編、<sup>ツト</sup>帽、<sup>ツト</sup>を、<sup>ツト</sup>も、<sup>ツト</sup>持、<sup>ツト</sup>ち、<sup>ツト</sup>て、<sup>ツト</sup>揚、<sup>ツト</sup>ふ  
立、<sup>ツト</sup>並、<sup>ツト</sup>ひ、<sup>ツト</sup>親、<sup>ツト</sup>類、<sup>ツト</sup>中、<sup>ツト</sup>は、<sup>ツト</sup>頭、<sup>ツト</sup>合、<sup>ツト</sup>せ、<sup>ツト</sup>り、<sup>ツト</sup>も、<sup>ツト</sup>い、<sup>ツト</sup>は、<sup>ツト</sup>り、<sup>ツト</sup>も、<sup>ツト</sup>認、<sup>ツト</sup>り

亡者の口へ口と合せ、何れも合しとて、<sup>ツト</sup>棺の  
蓋と釘メ、<sup>ツト</sup>か、<sup>ツト</sup>して、<sup>ツト</sup>それ、<sup>ツト</sup>より、<sup>ツト</sup>墓、<sup>ツト</sup>所、<sup>ツト</sup>へ、<sup>ツト</sup>送、<sup>ツト</sup>葬、<sup>ツト</sup>す、<sup>ツト</sup>る、<sup>ツト</sup>

一墓所、<sup>ツト</sup>の、<sup>ツト</sup>寺、<sup>ツト</sup>と、<sup>ツト</sup>所、<sup>ツト</sup>より、<sup>ツト</sup>毎、<sup>ツト</sup>程、<sup>ツト</sup>引、<sup>ツト</sup>を、<sup>ツト</sup>お、<sup>ツト</sup>れ、<sup>ツト</sup>る、<sup>ツト</sup>  
ふ、<sup>ツト</sup>ふ、<sup>ツト</sup>り、<sup>ツト</sup>掘、<sup>ツト</sup>穴、<sup>ツト</sup>の、<sup>ツト</sup>深、<sup>ツト</sup>サ、<sup>ツト</sup>ハ、<sup>ツト</sup>八、<sup>ツト</sup>尺、<sup>ツト</sup>位、<sup>ツト</sup>より、<sup>ツト</sup>是、<sup>ツト</sup>迄、<sup>ツト</sup>  
い、<sup>ツト</sup>ら、<sup>ツト</sup>く、<sup>ツト</sup>あ、<sup>ツト</sup>り、<sup>ツト</sup>臨、<sup>ツト</sup>時、<sup>ツト</sup>も、<sup>ツト</sup>懸、<sup>ツト</sup>れ、<sup>ツト</sup>も、<sup>ツト</sup>土、<sup>ツト</sup>地、<sup>ツト</sup>一、<sup>ツト</sup>体  
寒、<sup>ツト</sup>國、<sup>ツト</sup>の、<sup>ツト</sup>暖、<sup>ツト</sup>氣、<sup>ツト</sup>の、<sup>ツト</sup>そ、<sup>ツト</sup>の、<sup>ツト</sup>程、<sup>ツト</sup>で、<sup>ツト</sup>墓、<sup>ツト</sup>原、<sup>ツト</sup>の、<sup>ツト</sup>場、<sup>ツト</sup>所  
ふ、<sup>ツト</sup>浅、<sup>ツト</sup>深、<sup>ツト</sup>掘、<sup>ツト</sup>れ、<sup>ツト</sup>穴、<sup>ツト</sup>い、<sup>ツト</sup>く、<sup>ツト</sup>門、<sup>ツト</sup>か、<sup>ツト</sup>あ、<sup>ツト</sup>り、<sup>ツト</sup>て、<sup>ツト</sup>是、<sup>ツト</sup>より、<sup>ツト</sup>亡、<sup>ツト</sup>者  
河、<sup>ツト</sup>邊、<sup>ツト</sup>に、<sup>ツト</sup>施、<sup>ツト</sup>す、<sup>ツト</sup>る、<sup>ツト</sup>其、<sup>ツト</sup>穴、<sup>ツト</sup>と、<sup>ツト</sup>是、<sup>ツト</sup>より、<sup>ツト</sup>三、<sup>ツト</sup>買、<sup>ツト</sup>求、<sup>ツト</sup>り、<sup>ツト</sup>

葬るに浅深の程あり、價不高ちあり

一棺の判カミツリの美れ形の如く上下開き下細し

棺蓋ふ出外合色くま身代柄の者、臨

時ふ法文し死者の身代丈とある肩より

万とれ寸法をきて造るすも也

按ふ脚板の製とる中唐土を同根あり

一棺のハコの如くおしのめく昇くなり送るふあり

若しこれも編爛とふも持ち行くあり

一官位ある人の葬送に棺の上下箱を唐土

おし種々定めざるよりしとるめむ冠帽

口叙の類をも載せし形也

一石碑の切り石を、座せぬと石をすくあり

めくふ墓の上ふ古く置也 は方のめく堅ふは  
建ふ者のものとす

表面へ横文を、文を彫り、下事あり、字

内へ来又金箔  
と入るもあり 貴人の碑面の上頭ふ羽の生

るあり人何より持る者、係をあらうつける也

ありては、其の玉垣とありし又、其根も  
ありて、其人の墓ハ、十丈あり、作らるる角  
柱を、卒堵、傍の如く、建置せしむる、死者  
の是れ方と前と、墓拜も、是の方を  
お禮せしむる、香花とありし、いふ事も  
あり、鋪帽とありて、ありし事也

一、寛政十一年己未、同月の月、小幡濱吉市治  
病死、彼玉の宗とあり、入らるる、其寺に、送

らるる、棺を、求む、死骸を、納め、其  
ま、葬送せり、大いふあり、置の穴と、其  
文、何れも、附添、墓に、送り、葬埋せしむ  
と、石を、求む、日本、風の、石塔を、建、川、碑、面  
小幡、日本、國、奥州、仙臺、牡鹿郡、小幡濱、安  
部、吉市、治、寛政十一年、二月、廿八日、七十  
三、歳、歿、其、書、其、同行、の内、生、其、文  
字、小幡、め、太十、市、彫、刻、せり、其、市、に、其、事、の

墓原をえしふ竹内徳三清と俗名を彫  
付たる石塔あり又享保十文于年湮滅彫  
りたる石塔もありこれ南部より源流を  
若け地ふ留ししと云ふ一生筆の墓もある  
あやね十年前のふけ中又生近きふ松  
田村九年とのころあり石塔もあるは  
伊勢玉光左衛門と因縁の古書や

祭禮第八

葬埋の後四十九日を墓系す家内僧を招  
き三七日後行念誦を行はするもあり  
乃分軒寺者小僧もいふ等者を呼以供養の  
後行さするもありはる初も後あり

一忌服いひあるもある所ある高臺を  
休むいふ指のももある併喪ある  
てい人ある死別の悲嘆ふ堪へ自ら

出行作業をやめて 暮らさずして 居て食ひ  
もほせし時ふとて 悔哭の餘り氣絶  
せし者も 悔ふ當れり 婦人の口にて  
泣き悲しむも 夫<sup>フツト</sup>別れしものいふ  
玉装束をかき 男子なく 女子はあつ  
もの 早急 居たり 居き入るなり  
尼寺の「マステライ」としてイルコツカより  
七里程 隔るふあつて 大なる指ふ

傷尼塔の遺衣なり

一 入 別れ男女たふさ度まで 再縁を  
いふぬいし 掟たれども 中寺より 山の上  
婦人多く 再嫁せず 又男子あれ かく  
知弱きも 後家とて かく 生かす生か  
とんきなり 女子のいふれ 生かす  
近親も 証し 生かす 尼寺のゆゑ  
一 毎月オニキリセンヤといふ日の 般若の音



より物忌として精進する。その儀は佛神  
の祭祀と又已れ、先祖七霊の弔祭も  
あつるや、其時寺にも祈りて俗の類も  
おもひおぼせり

一月忌年忌の弔おひあるも是を當す  
一二月の末、四月始の儀と定めて土地の  
人々墓をまつるあり、何の儀も亦もその  
儀は附り又編帽を携へ祈り出ると

然しその向ふなり

一帝業を闡きし先帝は忌日あり、毎月  
祭祀あり、忌日竟、此の頃の歴代諸王  
の生辰も忌日も同前、諸人幸ふゆ  
き、ハシドレヒ 終る鐘を鳴き、當今、誕  
生日と即位ありし日を、玉中け人々  
祝ふなり

衙廳並官名職掌政治兵卒武備  
第九

役所并諸官名司職政事及足輕  
武備等之事

役所奉納者一人、市中並近江  
御中の取待、政務司一人、武友足輕  
等、其者支能事、故、内、番、亦、分、れ、て、  
下役の業も多、く、是、ゆ、王、都、に、け、地、不、下、り、て

在番し三年又四年りふ交代は

一はおのまじり「エナラウ」といふ名をうするれは  
はるし「エナラウ」と稱せし「ヤコーツカ」  
「オホーツカ」の代名は「はおのまじり」  
位階昇く「とまじり」

後光をまふまきるふ「オホーツカ」シタシテ  
「マヨル」といふ名の人「ヤコーツカ」ハ「ポーコー  
ニカ」といふ官をりは「イルコーツカ」エナ

ラウ「ポロツチク」又「エナラウ」マヨル」といふ  
官の人も人ありあふ農民の方と司る  
者を「エナラウ」グフネナトル」といふ官一  
員ありといひり

一丙辰の事は地ふる名は「神初」目録  
「エナラウ」の名「ラリラ」チヨヘイイチ  
「ナアギリ」といひし八箇年退海の方へ  
交れりといふ名は「とらく」等とて中

エナラウ、ゴベリナトリ」といふ名を人々の  
よびしを是ゆ又足輕等と支那する人  
もエナラウ、マヨルと呼びしも是れ  
官名をうりある處し其の年王都への  
ばるき方中渡されし其の  
ニコライ、バイトロイチ 何と稱せしが  
姓、忘れせし

一妻女も健ひありて在籍を妻ある人

妻を抱ひ愛すしも其の法を妻ある  
妻と愛するのなすといふ

彼亦船内にお夥る鉄炮をこころと垂けり鉄  
炮をオレヒキヤとりし舟の武器ハ是れ  
輕百人程の當彼舟の日船船内た二三  
鉄炮をもちてあんなく列をたひて  
すむ時おろしとらんぬ鉄炮を先キハ銃の如き物  
をつけざるも此あり 其後其の歩卒は  
鉄炮をもちて下る圖



装束も一統なり朝四時迄交代を交代の首は  
右式十五人の百々頭役立行列にて  
鉄炮の持方一列おして肩並且並等  
聊も新儀とこれ多きやうし免て歩  
少も進退あれ、頭役指し制守は  
カサーカといふ級人騎馬を立向  
活毒〜何ゆふ〜た不きれりあれ、  
下知次第其先〜一〜出〜なり已〜

不も 是種とお共ふ目と交代

在り市中巡見の節も其後先は馬

馬の級人等 流ふなり これ其種より位階  
少〜等〜級〜

目とめ付のお義進出の交代行列  
甚立派あり事なり

先を更曰カサーカハ級示の事なり

是れ級の者ハカプラといふ是種の上

なりカサーカと是〜お遠〜

一付地を級人の条子の勢古河は玉の  
鍙アツミ金輪カナラフなり、生輪ナマワ内一足とるの跟ヒキ  
のふく馬の横腹ヨコハラあしらへて進退動止  
する振子フリコなり

王都オウツのふくふく協ケイなりて鞍置アサなり  
勢古セコもくもく也又車と率ヒラする馬の  
馴ナしこれ勢古セコなりともなり

一級所の中平地の上カホヒトク大日オホヒトク是仕無シムなり

奉行毎月四度程一七日の初日オキキリセシヤ  
といふ日お熱アツの中と巡檢メシし車馬クルマも騎カり六足ムシふ  
率ヒラする騎カるのカサカカ諸先モトも四人ヨリなり

老オシ者モノ更ニ日は騎馬カバの「アチウタ」といふ級人  
是亦コト波遠ハエありしなり

足輕アサの袴ハカマと例タテマのとり持ち列ツラにシ供ツクする  
なり、腰ウシの劔ツルギと帯オビのヒもカるものもカる申マウ同勢ドウ勢セ合カ合カ  
十人トウなり也ナリ生通ナマツのヒのヒ、従ツ来クの人ヒト組グミなり

て居るなり

一町内出たあれは、まゝでも、生場ふ不出、列  
たの如し、大溜、その外、の者、この生事、場、入  
る者、若、た、大、溜、の、木、戸、を、切、り、外  
出、す、ず、し、其、例、ふ、是、程、毒、と、附、置、き、内、の、  
級、人、檢、考、し、て、大、溜、の、外、に、在、る、者、を、  
ま、り、と、大、溜、と、消、さ、し、む

大溜、及、鼻、龍、吐、水、ふ、き、皮、袋、の、し、き、

お、を、り、下、の、袋、と、水、あ、る、ふ、ひ、し、車、が  
回、し、吸、ひ、あ、ま、り、上、の、袋、よ、り、ま、き、し、出、す、  
圖、下、ふ、と、申

木、造、う、の、た、お、れ、井、掘、の、め、く、紐、あ、け、ら、る、木、  
す、ふ、り、け、し、ま、を、と、崩、し、破、り、て、大、と、防、  
る、鼻、を、り、圖、下、ふ、と、申

出、等、ち、石、屋、ふ、い、あ、し、木、造、う、け、お、ふ、出、つ  
ま、く、竈、の、あ、り、出、つ、た、れ、し、上、下、並、り



自然の火氣を以て急敗せんとす金煙  
 をこゝろ大入るや事出すもの多しといふ  
 但消しうる處を以て取柄不及ありて  
 附く大いりあるとき必ず自然の火氣なり

龍吐水小皮袋とつけ  
 大消及白

和菓子とこれと  
 ブランドスポイトと云

本作りの家様本は  
 五層すを是



一惠函中へ簡後すきりつて王都より飛  
奔を急すれは生ずるの府下を大體と  
おぼしむる事不<sub>レ</sub>指<sub>レ</sub>付<sub>レ</sub>老<sub>レ</sub>若<sub>レ</sub>は知<sub>レ</sub>せし府  
下<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>集<sub>レ</sub>る<sub>レ</sub>生<sub>レ</sub>ずる<sub>レ</sub>指<sub>レ</sub>付<sub>レ</sub>老<sub>レ</sub>若<sub>レ</sub>中<sub>レ</sub>後<sub>レ</sub>也

是輕所ハ<sub>レ</sub>惠所と<sub>レ</sub>解<sub>レ</sub>き<sub>レ</sub>事<sub>レ</sub>計<sub>レ</sub>振<sub>レ</sub>そ<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>至<sub>レ</sub>至  
是輕所とガザルこといふイルゴツカの地を千  
八百人程あり五人之人ハ王府より下つて町番不  
居<sub>レ</sub>付<sub>レ</sub>る<sub>レ</sub>老<sub>レ</sub>若<sub>レ</sub>も<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>也<sub>レ</sub>是輕と<sub>レ</sub>凡<sub>レ</sub>て<sub>レ</sub>サウダと<sub>レ</sub>いふ

是輕の掌非番れ<sub>レ</sub>并<sub>レ</sub>に<sub>レ</sub>生<sub>レ</sub>付<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>あ<sub>レ</sub>て<sub>レ</sub>銃炮の種大  
あり是<sub>レ</sub>お<sub>レ</sub>方<sub>レ</sub>の<sub>レ</sub>種<sub>レ</sub>古<sub>レ</sub>の<sub>レ</sub>こ<sub>レ</sub>あ<sub>レ</sub>は<sub>レ</sub>第一<sub>レ</sub>銃<sub>レ</sub>炮<sub>レ</sub>の<sub>レ</sub>持  
つ<sub>レ</sub>は<sub>レ</sub>儀<sub>レ</sub>と<sub>レ</sub>指<sub>レ</sub>付<sub>レ</sub>立つ<sub>レ</sub>時<sub>レ</sub>屈<sub>レ</sub>む<sub>レ</sub>時<sub>レ</sub>又<sub>レ</sub>立つ<sub>レ</sub>は<sub>レ</sub>儀<sub>レ</sub>の<sub>レ</sub>持  
行列<sub>レ</sub>皆<sub>レ</sub>肩<sub>レ</sub>並<sub>レ</sub>と<sub>レ</sub>指<sub>レ</sub>付<sub>レ</sub>是<sub>レ</sub>並<sub>レ</sub>を<sub>レ</sub>そ<sub>レ</sub>ら<sub>レ</sub>又<sub>レ</sub>皆<sub>レ</sub>先<sub>レ</sub>一<sub>レ</sub>  
齊<sub>レ</sub>お<sub>レ</sub>指<sub>レ</sub>付<sub>レ</sub>て<sub>レ</sub>進<sub>レ</sub>出<sub>レ</sub>減<sub>レ</sub>お<sub>レ</sub>く<sub>レ</sub>平<sub>レ</sub>しく<sub>レ</sub>持<sub>レ</sub>並<sub>レ</sub>事<sub>レ</sub>  
等の<sub>レ</sub>指<sub>レ</sub>付<sub>レ</sub>古<sub>レ</sub>を<sub>レ</sub>各<sub>レ</sub>お<sub>レ</sub>届<sub>レ</sub>て<sub>レ</sub>ま<sub>レ</sub>へ<sub>レ</sub>備<sub>レ</sub>は<sub>レ</sub>を<sub>レ</sub>玉<sub>レ</sub>  
お<sub>レ</sub>も<sub>レ</sub>あ<sub>レ</sub>る<sub>レ</sub>なり

一町番と<sub>レ</sub>離<sub>レ</sub>る<sub>レ</sub>の<sub>レ</sub>老<sub>レ</sub>若<sub>レ</sub>も<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>也<sub>レ</sub>燭<sub>レ</sub>燭<sub>レ</sub>也

一 けふの太筒板垣を置く筒口の指渡しく  
尺五寸長八尺位ありこぼる所の板の幾面  
といふ事とある此等車は載せてあり不  
宜の子を出る時何方でも引出し行  
く積ふ仕舞を置るものといふ申鉄尾の板  
に侍はば置り一五年ふつ返つ山を  
ふくく筒挿とがくく花の置

一 彼方石大木の造ることをまじふ鉄生鉄

鉄を交せて作る事と申すとすなはち筒  
ひて取を利く事ありはくく製しる事  
石大木の幾面を板とて板を積する  
事なすし鉄をうめて作る物に三四度  
用ゆれば鉄を多く後用するといふ又銅  
或はかきく板を多く製するもれあり但は  
あまそ作る事少く用ひて之板を置  
ふ事なすし筒用ひる事あり

鉄ツとよ物ツの碎け、重なる物、あるは鉄と  
交を伴ふ事、決してこれら重なる物  
これと等しく重なる事

は鉄のこころを伴ふもの、サケ裂る事多し  
といふ我々の院に、カラカネ鋼の筒、竹とよ物  
多し、重なる事、重なる事、重なる事  
又、重なる事、重なる事、重なる事  
鉄と交を伴ふ事、重なる事、重なる事

支なき也

は交を伴ふ事、重なる事、重なる事  
筒と重なる事、重なる事、重なる事  
交を伴ふ事、重なる事、重なる事  
分、積ツのせ、重なる事、重なる事  
作らる事、重なる事、重なる事  
小、重なる事、重なる事、重なる事  
支、重なる事、重なる事、重なる事

羽心なつくと笑なり○雑物屋々何の  
地めて製するや作するもと又又す

足輕宛行

アテガイ

麦 七貫六百目 大板と彼等の辯をてブート、テレチサ  
セシ、ポントトとリム

挽割麦 四百目 はと不彼張ふ  
並くと九枚とあり

纏半 まて年ふ計ツ

ボロケ 此れ、麻布をて作、股川のトタふをく物

杏 武足

上着 太き羅紗を作、神がしの朋長之ヶ年、  
甚度

股引 三年ふ夏を、品あな

一町の肉ふ ゴロジニチトといふ級を人あり  
所年考と  
いふ考とを申

當時在籍の人姓名 オレキサンダラ ハナシイチ

コングラドフとリム

は級人毎日市中を巡視して 非常を警い相高  
相おあるに時、後ふより時のお場とよととら  
ふたりは心ゆ等ふつれんは遠ふて 不法不情の

事をせしめしむる等と以味あてし、此よりありしなり、  
毎月七組の初日より、七組の初日 奥町并巡檢する事

魯西亞官職の名目先年松前人の死後  
せしめあるとある人ありしより借し文あり  
續ききりせしむる存ありし、年一 是より  
も名目「何れも此等より其稱呼の邊」  
「何れ」傳授の儀ありし、いひ あり  
彼等信任せしめあり、又傍注とも 傳授し

かせり 俸禄の給報ハ若くは 活況より補

入

一 上ナラウ 左リト マルシヤウ 銀五万枚

一 上ナラウ アンセウ 大船ヲ司ル官国王  
大子ノ位ニ同ト云 同貳万五千枚

一 上ナラウ ポロツチク 同壹万五千枚

一 上ナラウ マヨル 同壹万枚

「兵士預り能き者 左職の扱ふ事

一 ペレカセウ 同八百枚

一ポークローニカ

月七百枚

一ポツポニーニカ

月六百五十枚

一シクンテ マヨル

一ピリメル マヨール

月四百五十枚

一シウークンテ

月四百二十枚

「月お四交後ふく出箱

一カビタシ

月三百六十枚

一ポロツチク

月三百枚

一ポーポローチク

新着け交王都ニテは  
官ニ進ハ故ニ服飾モ是  
迄トハ大ニカハレリ

月二百七十五枚

一クラポツシキ

月二百七十五枚

一クラポツシキ

月二百五十枚

一セリザント

月七十五枚

一ウインゼノ アキリチエリ

一オシデン アフゼレ け級より昇進すれハレヘイハとある

一カブテナルモソ

一カプレン

一サウダア ソラグテ 光 足輕

一カザールカ 騎馬の役

一マトロス

一ポロツポース 船の賄

一ベトルマルシヤウ 此官より軍右將を擇ふといふ

プラポル ミチーエカ」ポロポロチク」ポローチク」カヘタシ

此四官を オンペラ ヲヒツアラ」といふ

セクテマヨル」ピリメルマヨル」ポートポコーニカ」

ポーコーニカ」此四官を ミターポ ヲヒツアラ」といふ

「エナラウ アンセウ アレクサンドロ オロモノウイチ

ウラロンツラフ」此は諸君より漂流し其者をも

司る官人也

光を更日異ふ人と云はれざるをイヌスル

コレンギ」といふ光を更ベトルブルカふありし時

在籍の人とアレクサンドル オロモノウイチ

ウラロンツラカラフ」といふよりし前ふいふ所



は人のすみあるし

一ペトルブルカは都下ハエノスタヌ、コレングといふ役

お何り 洋留せし「コレミン」の館は學事ありあり エノスタヌ、ハ邦とといふ

コレングハ役おたしありと申せばお大役おなりあり

邦國より来る者と云扱ひに人々の諸般等の云

次と云す此國通用するもの七十七ヶ玉の通稱も

はあふ有といふ 唐通稱 凡そ他國の人々ハ衣服飲

食たふは役おより仕出し興ある也 七十七ヶ玉は何の玉とあるやあり

異玉人は地お當る者と云扱役おあり

は度玉王一月見

中付ししし中「何れも其人は日本扱者用て扱

方の受又年経ありありと云たすし 所持 お仕はる

中仕はる日本扱新巻のものは役おは 侍らまされ

ふりけおハ仕立沙もつら申ハ 銀を衣服のす夫

とせりはし中付るものあり申 各門まられお事

の人とたふは役おふおきいふさふ 在鞍の役人

名なきし他玉を産れの人ありといふ 何れもし 向ひ

ありしと云す人ありし

你等ツコタチ とうとうとて 何劇ぬ異ふ事  
て 悔うし 不日居あきり 猶りまじし 平心他家  
あり 任せろ 若申ふり 思ひやうとて 是度は  
玉風の衣被仕立 くれ 命有り 各是相のす人  
とて せこれよ 衣被 何事の 片 大幅 あり ぞう  
き ぞう ぞう ぞう ぞう ぞう ぞう ぞう ぞう ぞう ぞう  
られ ぞう ぞう ぞう ぞう ぞう ぞう ぞう ぞう ぞう ぞう  
こゝろ ぞう ぞう ぞう ぞう ぞう ぞう ぞう ぞう ぞう ぞう

もの也 抑々 懇ふ 中 せ あり け 紹ふ 初め 衣被の  
ゆき ぞう ぞう ぞう ぞう ぞう ぞう ぞう ぞう ぞう ぞう  
き 度 敷 合 あり 度 紹 あり 裕 羽 織 帯 ぞう ぞう ぞう  
あり け 紹 あり あり あり あり あり あり あり あり あり あり  
舞 あり あり あり あり あり あり あり あり あり あり

是の 意 年 留 恒 前 玉 敷 ぞう ぞう ぞう ぞう ぞう ぞう  
紹 あり あり あり あり あり あり あり あり あり あり  
一 大 官 ぶ せ 十 上 じ たり あり あり あり あり あり あり あり あり あり あり

職と名申 都府ふ員ありき人を呼ばき  
 セナトル教人とよむ時ハ セナールツケといふ  
 ガラフといふ稱號を下ふ連ね稱號多人あり  
 極別のみと申 ガラフハ 侯爵 王都を漂流人  
 之級の係とせしむ セナトルの内にてガラフ  
 稱ありリエミソフガラフといふ呼びあり

光を史到りし時異國人を教令示の役人  
 の名をとおぼせり又後示の名光を史に

不<sup>レ</sup>の稱遠より光を史に稱號し  
 名をたするなり

光を史に稱號ししは彼國官階の  
 次第に史を補録して前記の参考とす

- カサーカ 後示の ソーダテ 皇姓 カプレン 足輕の上等
- マリザント 皇留中トソフ此官あり 今何といふ友ニ稱しし也
- クラボシキ おれよりしちあり 華叙を伴き ポポローナク ホハ牢のり
- カヒタン 二足馬あり 索せり シクニテ マヨル 車馬同し 眼ニ羅羅

小水色天、絨織  
の縁をほけり

ピリメル マヨル

四足馬、前、後、羅紗の  
服、羅紗の縁、  
ドクトル、医官、か、し

ポーポーコーニカ ポーコーニカ

此官あり

アンゼイフ ビリカゼイフ

は等、四足馬、旗、中、も  
いふ、手、部、を、り

醫官、四等あり 第一トクトル ポーコーニカ  
の官

第二ニシクブレツカリ マヨルの官 第三ニレーカレ

カビタニ ポローナクの官あり 第四 ポキレーカレ

エナラー マコル、 エナラウ ポロツチク

おれ、は、足、馬、を、て  
お名の、部、を、り

エナラウ アンセフ 服、水色、と、く、め、赤、黄、色、を、あり

エナラウ ヘルトマールシヤウ け高友の、人、に、員、に、り

福を、そ、ふ、は、る、ち、名、に、武、控、を、人、あり、お、れ、を

キニアージイと、い、ふ

ナリシキンと、い、ふ、は、と、家、を、い、ふ、き、も、の、也

ムスタツ、齋、都、の、留、に、居、城、代、に、は、内、を、執、る

刑獄第十

刑は往古いづもや今の大辟シザイといふ事なり皆  
等刑メ、ナあり但罪の輕重ナケイふよりお方の強弱杖數  
の多少あり市中大店ある所ナ小店ある所の前  
ある人此の所は仕置場あり仕置場の五日は杖數  
をおおして四方お知ナす多し是故に人輕重ナを  
て見物より輕重の仕置ウツブシおして是等の等ふよりして  
何十杖といふ定ありて是等放ナすふある也事此の



又たのめくふなしむ事早し後又獄庭の  
 少て新法のおしくあまといふこれ重罪はせらるる  
 主親親殺贖金つらひ 押上強盗の難あり けり活き責めてお殺すおも至  
 りといふは責めて死ぬあつて死つてもといふ  
 以ときお方をうとせ但願て弟時ふ生と害せぬ  
 といふをうとす大都會之度ふ及び未だ死ん  
 せらるる居事番刀の等及るつては死人の  
 尉官とて例より押知り終ふ金山に放逐するなり  
 を金山のさあすき玉を土僻土の地におむるを  
 未だ聞かざるを聞くとする土地一區以下し新ふ  
 蘭者なるの公認ありつるといふは止白里の地方  
 探り合れぬ聞かざる多し都より逐下する  
 答人たふといひつてし諸地多しとをりは答刑  
 の後「流刑の意味もあきかたしくしを流刑の  
 地ふをそし人志を改め再び罪を償ひ出世する  
 者もつといふ

イルコーツカ滞留中王都の方より北奥僻き之地  
放逐せしむる者人をたふしそ之を人程なき通水  
と云ふ通水不便なる山中をたふす程の屋を作  
らざるはつらむ今程はオホーツカよりヤコーツカ迄の  
陰雑の山後通行官等極おもはじしやこれ皆  
イルコーツカまでんゆかしき事なり也

一獄屋を遠見しし事ふは内川いづくし  
ものう知す外圍は大き丸木板を立並

ぬきを通し内外より入すぬ板屋を堅  
固に造り建てるものなり 牢屋とオストロカ  
といふ



錢貨第十一

錢貨の通用金銀銅泉貨より錢といふ圓形

方孔の物のこと俗人の言ふりれは支那

日本の所は五文の中央に孔を穿つものあり唯

扁形ありて古面は錢文をあるの處は支

にせんはきてんを魚し

彼等の錢貨通用のより並ふ形状等の事

あり詳細ありてしるべきは略述す

コツペイカ 銅錢

ゼニシカ 同 コツペイカを一枚の才か通用

止白里地方を通用する銅錢ハソーボリ

銘の形を以て止白里地方と加山より東北

カニシヤーツカとの間を以てガサ<sup>加山</sup>ムスクワシ

の方へ出れり此錢通用せず 按ニ銘ハニビリの地  
の名を以てして他

邦 出 せ ぬ  
あり

セリブロ 銀錢 我國の南鐐式銀判二枚

より同方少しきし當今の代も造りたる  
稍し少くして我斗銀判斗枚程ふあつて通  
用と鋼鈔百廿枚を換申

五、カテリナ 先主女帝の像と鈔身とをセリゴロ  
ハ鋼鈔百三十枚を換申又百五十枚百  
八十枚位を換申今代造りよる目方  
重く銀の位重きありや中 十の  
分を銀の形ちやして價も貴し

ビヤーチ、コツベイカ 銀錢 五枚と鋼鈔五枚

てらち ビヤーチを五枚

ゼイセツ コツベイカ 同 五枚と鋼鈔拾枚

換申 ゼイセツハ十枚あり太銀鈔スゴシ拾枚

ビヤーチ十ツセ コツベイカ同 五枚と鋼鈔拾枚

て換申 ビヤーチ十ツセハ拾五枚

ドワツサイ コツベイカ 同 五枚と鋼鈔拾枚

て換申 ドワツサイハ拾枚は鋼鈔スゴシ拾枚

ドワツ<sup>サ</sup>ガイ ビヤ<sup>ユ</sup>ーチ コツベイカ 同 是枚と銅抄或換

五枚の換申

オキイナア又 ベツテシヤツ コツベイカ 同 是枚と

銅抄五十枚の換申

女帝エカ子リナ」の像の背より銀抄五枚

とはベツテシヤツ コツベイカ 五枚と以て一兩

あれ前ふしうあしく銀の位までよるはれ

なりのと

ブーローター 金銭 イ 大さあ終程ふしと我

歩判より少く輕し八分あるも五角しと也

右の銀四百枚と以て換申又右ふり小女

帝は像ある銀錢をれは四枚と以て中金

銀を枚の小申す

是枚少く五分あり 是支 斗文 五文 換文 是は四當錢の大

小あそははる小銅抄も通用と名は是之と

銅抄と以て 銀を枚ふ 取換る小 百廿五枚百

二十枚あり、これに換へると又銀錢とは方より出  
し、銅錢は換へると、商人も亦貯蓄も百枚  
あり、貯蓄あり

凡そ止白里地方の銅錢と銀錢の通用は銀錢ハガキの通用は銀錢銀錢  
銅錢は式あり百枚つづ布の袋へ入れ置く也

これに換へると四ツツあり、割合を我  
方でも亦貯蓄ありし置の意ありし

ストールブリー 換費 スト 百あり 百つ百とふ

事をり

ドワツゼ ビヤジウルブリー 換費 五百 ドワツゼ 百

ツ、式換といふもの、ビヤジウルブリーハ五百

といふものなり

たふにせる、寛政初年伊勢舟丈、小布  
魯西亜國より傳給の時、亦舟丈と彼國泉貨  
の圖をり、周圍は横文字、舟丈は縦文字の圖状  
たふ不用意を會せらるものと見て、多分

とゆき物れはは彼のの抄貨は右圖と知送し  
 今般仙座の源氏持ゆる者、あましく長崎  
 街<sup>オヤクシヨ</sup>廳ふりしうれん多ふ及そす、生通<sup>通</sup>令  
 銀銅諸抄のり同ふ應しして信託せらるり  
 ちのめしは信國相寫せらるものとり、右  
 信託ふ多し考ふ、大畧を記す、あは  
 ふ、再寫す

當十錢

ゼニシカ

黒赤色



左右、イボリと云歟

黒赤色



カシニセ

日



中央ハ女帝エ  
カテリナノ純孫

日



スエ  
ブロ  
銀錢

日



ゼニ  
シカ

日



按和系ノ書ニハテンゲル又テニシテ止と云其説云コレ魯西亜ノ錢ニメ  
 和系ノ半ガストイヘル、あまろストイヘル、重ニ分あまノ銀錢なり

紙錢 ちがき  
銀札

才セギ ナツサイ」といふ青白赤三色の紙札  
をうへに紙をすうし名札の四角小横文をすき  
たうてあり小横私札のあき下の官紙をうへに  
紙の裏一面に横文を書列紙である

青 赤 長サ寸 横三寸程あり

白 長サ寸 横三寸程あり

青札の銀五枚 赤札の銀五枚 白札の銀五枚

五枚づつお十枚百枚とあり

付銀紙ハ止白里地方の通用をぬ  
て各々小横札の付れ小横の横目も  
もとどろず大高古幣を等あてたとい  
別紙けりる物をも両片雙べるを約束  
さへ合へる印もと違ブレーツケ イルコーガ  
ハ近傍  
土着の紙の横目少しくれの様子違つても  
ある事奉物代と文をすもあて方の

不<sub>レ</sub>幸<sub>レ</sub>乎<sub>レ</sub>と厭<sub>レ</sub>を<sub>レ</sub>す<sub>レ</sub>網<sub>レ</sub>紗<sub>レ</sub>を<sub>レ</sub>敷<sub>レ</sub>百<sub>レ</sub>と<sub>レ</sub>交  
了<sub>レ</sub>様<sub>レ</sub>の<sub>レ</sub>か<sub>レ</sub>け<sub>レ</sub>持<sub>レ</sub>留<sub>レ</sub>多<sub>レ</sub>  
野<sub>レ</sub>民<sub>レ</sub>の<sub>レ</sub>何<sub>レ</sub>方<sub>レ</sub>の  
同<sub>レ</sub>様<sub>レ</sub>也  
此<sub>レ</sub>札<sub>レ</sub>と<sub>レ</sub>廢<sub>レ</sub>造<sub>レ</sub>す<sub>レ</sub>る<sub>レ</sub>者<sub>レ</sub>あ<sub>レ</sub>る<sub>レ</sub>て<sub>レ</sub>刑<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>終<sub>レ</sub>を  
當<sub>レ</sub>者<sub>レ</sub>も<sub>レ</sub>あ<sub>レ</sub>る<sub>レ</sub>あ<sub>レ</sub>る<sub>レ</sub>者<sub>レ</sub>也

環海異聞卷之六

